

総合特区法案（仮称）の考え方

		国・総合特区（地方自治体）間の調整機能			
		想定せず	国・地方 協議機関	国・地方 調停機関	内閣府特命 担当大臣
事前合意モデル	個別列挙型				
政令上書きモデル	ポジティブリスト型				
	ネガティブリスト型				
条例上書きモデル	ポジティブリスト型				
	ネガティブリスト型				

(注 1) 「個別列挙型」は、総合特区法（仮称）対象となる個別具体的な規制・制度改革について全て事前合意して明記。「ポジティブリスト型」は、対象となる分野・法律等を明記。「ネガティブリスト型」は、対象となり得ない分野・法律等を明記。

(注 2) 調整機関としての「内閣府特命担当大臣」の権能は、内閣府設置法第 12 条第 1 項（関係行政機関の長に対する必要な資料の提出や説明の要求）、第 2 項（勧告）、第 3 項（勧告に基づいてとった措置に対する報告要求）、第 4 項（勧告した事項に関し特に必要があると認める時は、総理大臣に対し当該事項について内閣法第 6 条＜総理大臣の指揮監督＞の規定による措置がとられるよう意見具申）等を活用する。